

川崎市公告第1400号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

川崎市川崎区鋼管通一丁目、浜町一丁目、追分町の各一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による街区境界調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2第3項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年10月9日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 地図及び簿冊の名称
街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案
- 2 閲覧期間
令和7年10月10日(金)から令和7年10月29日(水)まで
- 3 閲覧場所
 - (1)平日閲覧
 - ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階 建設緑政局道路河川管理部管理課
 - イ 日時 上記閲覧期間
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び下記
閲覧日を除く。）
 - (2)休日閲覧
 - ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 復元棟1階 101会議室
 - イ 日時 令和7年10月19日（日）
午前9時30分から午後4時まで
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、請求があれば用紙を閲覧場所で交付する。